

普通退職金共済制度

拠出型企業年金保険

— 新規加入・掛金の増額のおすすめ —

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

- ・この保険は、北九州商工会議所会員の事業主、役員および従業員の方が本人の自助努力によって老後の生活保障を得ることを目的とした自助年金制度です。
- ・この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金をお払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

チェック欄

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

給付内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された掛金（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

- ◆明日へのより確かな支えとして、この機会にぜひご加入・掛金の増額を検討ください。
- ◆掛金のお払込みは団体所属期間中に完了します。
- ◆積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。

（脱退一時金額は、積立期間によっては、払込掛金の合計を下回ることがあります。詳しくは【制度の詳細とその他取扱い】に記載の給付額試算表をご参照ください。）



それぞれの加入日が責任開始日です。

加入（増額）日	申込締切日	加入（増額）日	申込締切日
平成29年 6月 1日	平成29年 5月10日（水）	平成29年12月 1日	平成29年11月10日（金）
平成29年 7月 1日	平成29年 6月 9日（金）	平成30年 1月 1日	平成29年12月 8日（金）
平成29年 8月 1日	平成29年 7月10日（月）	平成30年 2月 1日	平成30年 1月10日（水）
平成29年 9月 1日	平成29年 8月10日（木）	平成30年 3月 1日	平成30年 2月 9日（金）
平成29年10月 1日	平成29年 9月 8日（金）	平成30年 4月 1日	平成30年 3月 9日（金）
平成29年11月 1日	平成29年10月10日（火）	平成30年 5月 1日	平成30年 4月10日（火）

- ・新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、必要事項を記入・押印のうえ申込書を北九州商工会議所 会員・共済課へご提出ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

- ・新規加入のお申込みをされない方はご提出不要です。
また、加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出不要です。

当パンフレットには北九州商工会議所と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

【契約概要】

拠出型企業年金保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載のお支払事由等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

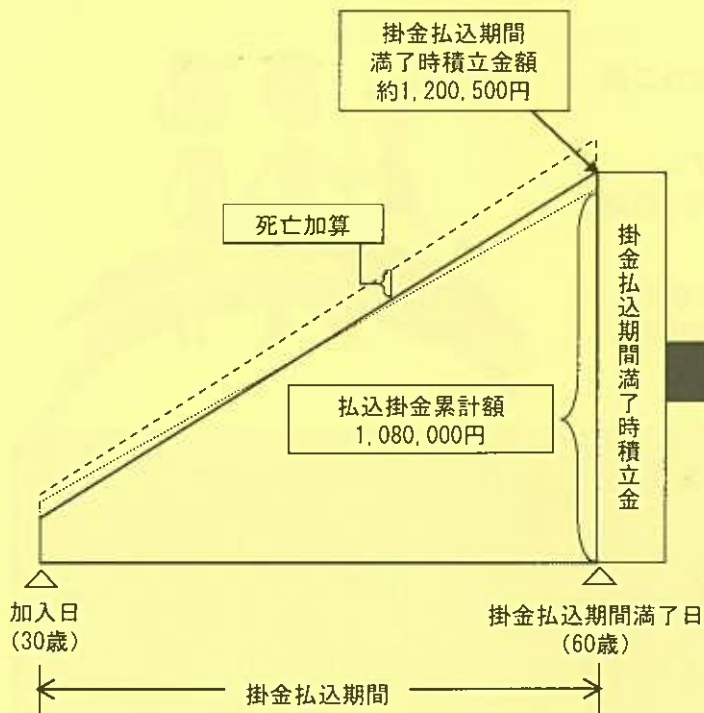
◆この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 団体所属期間中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者が掛金払込期間中に死亡された場合、ご遺族が遺族一時金をお受取りになれます。

しくみ図

<ご加入例>

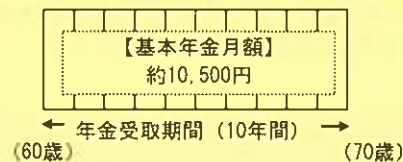
- ご加入年齢：30歳
- 掛金：月 払 3,000円
(1口600円で5口加入)
- 掛金払込期間満了年齢：満60歳



掛金払込期間満了後の給付内容

【10年確定年金】(*)

- 10年間、ご加入者に年金をお支払いします。



- * 15年確定年金、20年確定年金をご選択いただくこともできます。

- 上記給付にかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

一時金額 約1,200,500円

※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営事務費等および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、【制度の詳細とその他取扱い】に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

◆加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が3年以上ある北九州商工会議所会員（市内の商工業者を含む）の事業主、役員および従業員の方。
- ※掛金払込期間中に会員（市内の商工業者を含む）が北九州商工会議所の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。（この場合、加入されているその会員（事業主）の役員・従業員も年齢によらず脱退となります。）また、ご加入者が加入資格を失われた場合にも年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

◆掛金

- ・月払 1口あたり600円とし、事業主・役員は最低10口以上最高200口まで、その他の方は最低5口以上最高200口まで加入できます。
- ・一時払 1口あたり100,000円とし、最低1口以上最高300口まで加入できます。
- 掛金はご加入者負担です。
 - ・掛金振替日は毎月25日（休日の場合は翌営業日）です。
 - ・掛金は事業所口座から一括して振替えます。（損金・必要経費となりません。）
- 掛金取扱金融機関は以下になります。
 - ・西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、福岡銀行、北九州銀行、みずほ銀行
- 以下の場合に限り、締切日を過ぎて申請があった場合は、過払い掛金を返金いたします。
 - なお、平成22年4月以降過払い掛金は制度運営事務費（1口あたり27円）を控除して返金させていただきます。
 - ①ご加入者が既に死亡していた場合
 - ②事業所が既に廃業していた場合
- 月払掛金は毎月お払込みいただきます。
- 一時払掛金は加入月にお払込みいただきます。
- 一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 月払掛金1口600円あたり27円、一時払掛金1口100,000円あたり500円の制度運営事務費等が含まれており、掛金から制度運営事務費等を差引いた金額が保険料です。
- 掛金払込期間満了日：満80歳に達した日
 - または満60歳以上のご加入者について、死亡以外の事由で脱退された日
- 掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が3年以上ある方に限ります。
- 月払保険料が保険料払込月の月末までに払込まれない被保険者については、未納となった時点でこの契約から脱退となります。
- ご加入者ご自身の保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年が経過したときは、給付金請求権が時効となります。

◆掛金払込期間満了後の給付内容

- 次の種類の年金からいずれか1つをご選択いただき、ご加入者にお支払いします。
- ※年金額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
 - 10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金
 - ・年金受取期間中
 - 10年間、15年間もしくは20年間、ご加入者に年金をお支払いします。
 - ただし、ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・年金受取期間中に一時金でのお受取りを希望された場合
 - 年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 年金の開始は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
- 年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。

◆掛金払込期間中の給付内容

- 脱退されたとき
 - 脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。
- 死亡されたとき
 - 死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
 - ※新規に加入される場合、死亡加算は加入日から適用されます。

◆受取人

- 年金、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者本人とします。
- 遺族一時金の受取人はご遺族（※）とします。
（※）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

◆配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。
※年度途中で脱退される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

◆制度運営および引受保険会社

- 当制度は北九州商工会議所が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

「ご相談窓口等」につきましては、7ページをご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入または掛金の増額のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

◆クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または掛金の増額のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

◆責任開始期

- 引受保険会社にご加入(掛金の増額)を承諾した場合、加入(増額)日から保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社の営業担当者・代理店等にはご加入または掛金の増額を承諾する権限がありません。

◆年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 - (1) 遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき
 - ・その受取人が受取るようになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者の他の法定相続人にお支払いします。
 - (2) 年金の継続受取人が故意に年金受給者を死亡させたとき
 - ・年金の継続受取人が受取るようになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資を年金受給者の他の法定相続人にお支払いします。
 - (3) この保険契約全体のご加入者の数が15名未満となったとき
 - ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (4) 保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
 - ・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
 - ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (5) ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者に詐欺の行為があったとき
 - ・この保険契約の全部またはそのご加入者に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - (6) ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
 - ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者、年金受給者に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

<重大な事由>

- ① 保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ② この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③ 保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

◆加入資格を失われた場合

- 掛金払込期間中に会員(市内の商工業者を含む)が北九州商工会議所の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(この場合、加入されているその会員(事業主)の役員・従業員も年齢によらず脱退となります。)また、ご加入者が加入資格を失われた場合にも年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

◆積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金の合計を下回ることがあります。

◆基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

◆制度内容の変更

- 北九州商工会議所の諸般の事情により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

◆生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

◆年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、北九州商工会議所経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに北九州商工会議所のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性がと思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに北九州商工会議所のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに北九州商工会議所のご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口等」につきましては、7ページをご確認ください。

【制度の詳細とその他取扱い】

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

◆給付額試算表

・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

●月払5口 3,000円加入の場合

●一時払1口 100,000円加入の場合

積立期間	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額)		10年確定年金 基本年金月額 男女共通	
		(約)	(円)	(約)	(円)
1年	36,000		33,900		
2年	72,000		68,300		
3年	108,000		103,000		
4年	144,000		138,100		
5年	180,000		173,600		
6年	216,000		209,500		
7年	252,000		245,700		
8年	288,000		282,400		
9年	324,000		319,500		
10年	360,000		357,000		
11年	396,000		394,900		
12年	432,000		433,200		
13年	468,000		471,900		
14年	504,000		511,100		
15年	540,000		550,700		
20年	720,000		755,300		
25年	900,000		971,700		
30年	1,080,000		1,200,500		10,500
35年	1,260,000		1,442,500		12,600
40年	1,440,000		1,698,500		14,800

基本年金月額が10,000円未満のため、一時金でのお受取りとなります。

積立期間	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額)		10年確定年金 基本年金月額 男女共通	
		(約)	(円)	(約)	(円)
1年	100,000		98,900		
2年	100,000		100,000		
3年	100,000		101,100		
4年	100,000		102,200		
5年	100,000		103,300		
6年	100,000		104,500		
7年	100,000		105,600		
8年	100,000		106,800		
9年	100,000		107,900		
10年	100,000		109,100		
11年	100,000		110,300		
12年	100,000		111,500		
13年	100,000		112,700		
14年	100,000		114,000		
15年	100,000		115,200		
20年	100,000		121,700		
25年	100,000		128,600		
30年	100,000		135,900		
35年	100,000		143,600		
40年	100,000		151,800		

基本年金月額が10,000円未満のため、一時金でのお受取りとなります。

※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものです。（既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。）

以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しています。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - (1) この保険契約全体の加入口数が月払29,749口を常に維持していること、および初年度に一時払保険料100万円の払込みがあったことを前提とします。
 - (2) ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3) 平成29年1月4日現在の基礎率（予定利率・予定死亡率等）に基づき計算しております。
 - (4) この保険契約における平成28年6月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - (5) 記載の金額には、配当金を加味していません。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率等）については将来変更される場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
4. 年度途中（平成29年6月1日～平成30年5月31日）で脱退された場合、その年の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金の合計を下回ることがあります。
6. 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金の合計を下回る期間が新たに発生することがあります。
7. 給付額試算表は、6月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中加入の場合は、上記試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。

◆掛金の減額

- 別表の事由に該当する場合に限り、掛金を減額することができます。
掛金の減額のお申込みは募集期間中に限ります。
ただし、事業主・役員は月払10口、その他の方は月払5口を最低残すものとします。
- 掛金の減額を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

<別表> ①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。）⑤結婚（親族の結婚を含む。）⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者が掛金の拠出に支障のある場合

◆保険料積立金の一部受取り（減口）

- 別表の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること（減口）ができます。
なお、保険料積立金の一部受取りは最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。

<別表> ①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。）⑤結婚（親族の結婚を含む。）⑥債務の弁済

◆税務上のお取扱い

<保険料>

- ご加入者が負担された保険料（掛金から制度運営事務費等を控除した額）は、一般の生命保険料控除の対象です。
制度運営事務費等については、一般の生命保険料控除の対象ではありません。

※当普通退職金共済制度以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当普通退職金共済制度のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成23年12月31日までに締結した保険等（旧契約）と平成24年1月1日以降新たに締結した保険等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当普通退職金共済制度は旧契約にあたり、一般の生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。

- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

<年金・一時金>

以下の年金・脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}})$$

- 脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円} \times) \times \frac{1}{2}$$

* 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。

- 遺族一時金・・・相続税の課税対象です。

法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、平成29年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

◆個人情報取扱いに関する北九州商工会議所と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、北九州商工会議所（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、団体所属（加盟）の事業所（以下、事業所といいます。）の所属員を加入対象とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および事業所は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
団体および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのため使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体および事業所等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

◆ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。）
- <団体お問合せ先> 北九州商工会議所 会員・共済課 TEL 093-541-0182
<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 北九州支社 TEL 093-541-9181
- ※お問合せの際には、記号証券番号（970-91840）をお申し出ください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
（祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。）】

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記>

当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。